

大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、大里広域市町村圏組合ごみ処理施設整備基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、ごみ処理施設整備基本構想の策定及び新たなごみ処理施設の整備に関し、管理者の諮問に応じ、調査及び検討を行い、答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 大里広域市町村圏組合議会議員
- (3) 住民組織を代表する者
- (4) 組合構成市町の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、意見若しくは説明を聴くこと又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に専門事項の調査及び研究のため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により、これを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総括し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。